

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

和歌山県、和歌山市、田辺市、みなべ町、すさみ町、古座川町

2 構造改革特別区域の名称

小規模・地域密着型グループホーム整備特区

3 構造改革特別区域の範囲

和歌山市、田辺市、みなべ町、すさみ町、古座川町

4 構造改革特別区域の特性

(1) 和歌山県の障害福祉施策の方向性

和歌山県では、障害者の身体的、精神的及び社会的自立能力向上に寄与し、障害者の自立と参加を目指す「リハビリテーション」と、すべての人が共に地域で生きる社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念のもとに、障害者の地域生活を支援するため複合的に様々な施策を展開している。

中でも、知的障害者地域生活援助事業（以下「グループホーム」という。）は、本人が住み慣れた地域や自らが選択した地域において普通の生活をすると、まさに、前記の理念を実現するものとして、積極的に整備を推進しているところである。

(2) 障害福祉圏域と地域的特性

県では、地勢的特性や地域資源等の地域実情に配慮するため、県域を8圏域の障害保健福祉圏域に分割し、総合的かつ計画的な障害福祉施策を展開しているところである。

中でも、和歌山市障害福祉圏域は、人口約38万人を有し、県内人口の約4割が集中している障害福祉圏域である。

また、田辺市及びみなべ町は、和歌山市障害福祉圏域に続く圏域人口を有する西牟婁障害福祉圏域（圏域人口約14万人）に属している。

いずれも、本県北部、南部の中核的な障害福祉サービスの拠点としての役割を担っており、集中的かつ重点的な施策展開が必要な地域である。

特に田辺市は平成17年5月1日の広域的な市町村合併により、県下最大面積の市町村となるため、隣接したみなべ町等と連携し、俯瞰的な視野のもと、施策を推進していく必要がある。

なお、すさみ町及び古座川町は、特別区域の対象グループホーム利用

者の援護の実施者となる予定である。

(3) 和歌山県の知的障害児・者の実態

平成16年度末現在、和歌山県における療育手帳の交付を受けている知的障害児・者は、5,989人である。

和歌山市及び西牟婁障害福祉圏域の交付数は次のとおりであり、県下の知的障害児・者の約半数が両地域に存在していることがわかる。

障害福祉圏域	交付者数	備考
和歌山市障害福祉圏域	1,955人	県全体の約33%
西牟婁障害福祉圏域	1,014人	県全体の約17%
田辺市	589人	
みなべ町	101人	

(4) グループホームの設置状況

平成17年4月1日現在で、県下には62か所(地方単独事業によるグループホームを含む)のグループホームが設置されており、知的障害児者の地域生活の拠点としての機能を果たしている。

規模的な傾向として、定員4人以下のグループホームが全体の7割(45か所)を占めており、小規模型のグループホームが多く設置されているのが特徴である。

5 構造改革特別区域計画の意義

小規模なグループホームが多数を占めているのは、入居者の個別性への配慮という事情だけでなく、次のような地域的制約及び物理的制約に起因する場合が認められる。

グループホームは、通所授産施設、デイサービスセンター及び一般就労の場のような利用者の日中活動の場を確保しなければならないため、開設にあたっては、利用者の利便性を考慮に入れたエリアを選定しなければならない。

このような地域的制約のもと、規模的に適当な住宅物件を確保することが困難で、結果として小規模なものしか確保できないケースが地域的な事情として認められる。

現に、地域ニーズはあるものの、定員要件等が国が定める運営基準に満たないため、地方単独補助事業として運営されているグループホームが、

平成17年4月1日現在、県下に10か所設置されており、うち8か所が定員3人の小規模型のグループホームである。

以上のような地域ニーズ及び地域事情に応えるためにも、グループホームの定員要件を緩和することは、非常に意義の高いものと考えられ、利用者の個別特性に応じた支援に適しているだけでなく、家庭的な雰囲気の中で生活ができる小規模型のグループホームが地域分散的に整備されることが促進されるものとして期待できる。

6 構造改革特別区域計画の目標

平成16年3月に策定した障害者計画「紀の国障害者プラン2004」においては、「リハビリテーション」及び「ノーマライゼーション」という基本理念を根底に「障害者の主体性の尊重」「地域社会での自立生活支援」「社会参加の促進と能力発揮支援」「共に支え合う地域社会づくり」「総合的施策の推進」の5つの考え方のもと本県の障害福祉施策の方向性を定めている。

中でもグループホームは、前記の基本理念と5つの考え方を具現化するもので、昨今の在宅サービスのニーズの高まりに応えるものとして、地域支援施策の中核として計画的に整備していくことを定めている。

具体的には、数値目標として、平成16年度から平成20年度までに約240人の居住の場を新たに整備することを目標としている。

【考え方】

定員4人のグループホームを年間12か所整備していくものと計画。

$$4人/か所 \cdot 年 \times 12か所 \times 5年 = 240人$$

(参考)実績 14年度：5か所、15年度：10か所、16年度：11か所

ただ、単に数値的な目標を達成するだけでなく、より地域の実情や障害者の立場を斟酌した上で計画を推進していくためには、国の基準により定められている入居定員4人～7人のグループホームだけでなく、現在、地方単独事業として運営されている定員3人のような小規模なグループホームも地域ニーズに応えるものとして整備していく必要があると考えている。

今回の申請は、次のグループホームを対象としている。

いずれも、地域の知的障害者が利用する入居定員3名のもので、県、市及び町の協調による補助のもと運営されている。

名称	所在地	運営主体	定員	開始年月日
グループホーム第二古川園	和歌山市井辺	未定	3人	H13.4.1
ふたば神島台グループホーム	田辺市たきない町	(福)ふたば福祉会	3人	H5.4.25
みなべ第2鹿島ホーム	みなべ町芝	(福)やおき福祉会	3人	H17.4.1

また、今後は、規制の特例措置による成果を踏まえ、上記事業所以外にも特定事業の対象を拡大していきたい。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 地域密着型及び小規模型グループホームの整備の促進

特別区域の認定により、先に掲げたような住宅物件等の物理的制約の一部が解消され、地域分散型及び地域密着型のグループホームの整備が促進される。

また、家庭的雰囲気維持、入居者のプライバシーの確保、並びに障害者の個別特性に応じたきめ細やかな支援という観点からも優れた小規模型グループホームの整備が促進される。

いずれも定員3人のグループホームは、地域生活支援上の重要なキーワードである「地域密着性」及び「小規模性」を具現化するものと考えられる。

(2) 障害者の地域移行の促進

国が定める基準上のグループホームとして指定されることにより居宅生活支援費の対象となるため、地方財政の効率的配分が可能になり、障害者の地域生活支援施策の充実を図ることが期待できる。

また、当該事業所において、先行的に特定事業を実施し、その成果を県下に知らしめすことにより潜在的な地域ニーズの掘り起こしにつながり、特別区域の拡大といった波及効果をもたらされることが期待できる。

すなわち、障害者の更なる地域移行に寄与するものである。

(3) 地域資源の有効活用

今までに活用されなかった住宅物件がグループホームに使用されることにより地域資源又は遊休施設の利活用につながり、もって地域の活性化に寄与するものである。

8 特定事業の名称

9 3 1 入居定員を3人以上7人以下とする指定知的障害者地域生活援助事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

なし

別紙 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

別 紙

1 特定事業の名称

931 入居定員を3人以上7人以下とする指定知的障害者地域生活援助事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

平成17年5月1日現在

区域	項目	説明
和歌山市	事業所の名称	グループホーム第二古川園
	所在地	和歌山市井辺
	運営主体	未定
	定員	3名
	確保可能居室数	3室
	援護の実施者	和歌山市
	開始年月日	平成13年4月1日
	備考	<ul style="list-style-type: none"> ・運営については、平成16年7月に認可された古川氏を代表とする社会福祉法人が運営主体となる予定である。 ・また、平成17年8月に開設を予定している知的障害者通所授産施設（同法人運営）がバックアップ施設となる予定である。 〔法人名：（福）やまのこども 施設名：知的障害者通所授産施設マウンテンラブ（仮称）〕
田辺市	事業所の名称	ふたば神島台グループホーム
	所在地	田辺市たきない町
	運営主体	（福）ふたば福祉会
	定員	3名
	確保可能居室数	3室
	援護の実施者	田辺市2名、すさみ町1名
	開始年月日	平成5年4月25日
	備考	<ul style="list-style-type: none"> ・同法人は、同圏域において知的障害者通所授産施設やグループホーム等を運営し、また、地域療育等支援事業を県から受託する等、十分な能力及び実績を有している。
みなべ町	事業所の名称	みなべ第2鹿島ホーム
	所在地	みなべ町芝
	運営主体	（福）やおき福祉会
	定員	3名
	確保可能居室数	3室
	援護の実施者	古座川町1名、田辺市1名、みなべ町1名
	開始年月日	平成17年4月1日
	備考	<ul style="list-style-type: none"> ・同法人は、中辺路町において県単独補助事業によるグループホームを運営する他、同圏域における精神障害者通所授産施設、グループホーム及び地域生活支援センター等を熱意を持って運営をするなど実績・能力ともに十分に有している。

「開始年月日」とは、地方単独補助事業の開始日をいう。

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定の日

4 特定事業の内容

入居定員 3 名の知的障害者地域生活援助事業を行う。

5 当該規制の特定措置の内容

県内に設置されているグループホーム 62 か所の 7 割が定員 4 人以下のものであるように、グループホーム開設にあたり住宅物件が比較的小規模なものしか確保できない地域的事情が認められる。

今回は、適当な住宅物件が確保できず、現在、地方単独補助事業により運営されているグループホームのうち、3 か所を対象に定員要件の緩和を図りたい。

特区認定後は、「知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者等の人員、設備及び運営に関する基準」及び「指定居宅支援事業者等の辞任、設備及び運営に関する基準について」に規定する基準に照らし、事業者の指定を行う予定である。

なお、現在のところ運営主体が法人格を有しない等、一部、指定基準に満たない事業所については、基準を満たすよう条件の整備を進め、要件が整い次第、指定をすることとする。

指定後は、同基準等に掲げられた要件を遵守し、利用者の快適な生活を維持するよう事業者に関係区市町により指導する。